明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

六　使用済プラスチック使用製品の処分の用に供する施設が廃棄物処理法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設である場合にあっては、当該施設に係る同法第八条第一項又は同法第十五条第一項の規定による許可（同法第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けなければならない場合にあっては、これらの規定による許可）を受けていることを証する書類

七　使用済プラスチック使用製品の処分の用に供する施設が第十八条第三号イ、ロ及びニに適合することを証する書類

八　自主回収・再資源化事業として使用済プラスチック使用製品の再使用（使用済プラスチック使用製品の全部又は一部を、プラスチック使用製品の全部又は一部として再度使用し、又は利用する者に有償又は無償で譲渡することをいう。）を行う場合において、当該再使用が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものであるときは、当該処分を受けたことを証する書類の写し

（自主回収・再資源化事業計画の記載事項）

第十六条　法第三十九条第二項第九号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　自主回収・再資源化事業を行おうとする区域

二　自主回収・再資源化事業において再資源化を実施する使用済プラスチック使用製品の種類及び認定後一年間に再資源化される見込みの使用済プラスチック使用製品の種類ごとの重量

三　使用済プラスチック使用製品の再資源化により得られた物の利用者及び利用方法

四　自主回収・再資源化事業において廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置

五　法第三十九条第二項第五号に規定する者がある場合にあっては、当該者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名

（自主回収・再資源化事業の内容の基準）

第十七条　法第三十九条第三項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　使用済プラスチック使用製品の収集から再資源化により得られた物の利用までの一連の行程が明らかであること。

二　収集した使用済プラスチック使用製品に含まれるプラスチックを相当程度再資源化するものであること。

三　自主回収・再資源化事業の全部又は一部を他人に委託する場合にあっては、委託する業務の範囲及び委託する者の責任の範囲が明確であり、かつ、その委託先の監督について、当該申請に係る収集、運搬又は処分が適正に行われるために必要な措置を講じていること。

四　自主回収・再資源化事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること。

五　自主回収・再資源化事業の実施に当たっては、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じていること。

（自主回収・再資源化事業計画の申請者の能力等に係る基準）

第十八条　法第三十九条第三項第二号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　申請者の能力に係る基準

イ　自主回収・再資源化事業を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ　自主回収・再資源化事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

二　使用済プラスチック使用製品の収集又は運搬の用に供する施設に係る基準

イ　使用済プラスチック使用製品が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ　積替施設を有する場合にあっては、使用済プラスチック使用製品が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

三　使用済プラスチック使用製品の処分の用に供する施設に係る基準

イ　使用済プラスチック使用製品の再資源化その他使用済プラスチック使用製品の処分に適する施設であること。

ロ　運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。

ハ　廃棄物処理法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設である場合にあっては、当該施設に係る同法第八条第一項又は同法第十五条第一項の規定による許可（同法第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けなければならない場合にあっては、これらの規定による許可）を受けたものであること。

ニ　保管施設を有する場合にあっては、搬入された使用済プラスチック使用製品が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

（認定自主回収・再資源化事業計画の認定証）

第十九条　主務大臣は、法第三十九条第三項の認定若しくは法第四十条第一項の変更の認定をしたとき又は同条第二項若しくは第三項の変更の届出があったときは、次に掲げる事項を記載した認定証を交付するものとする。

一　認定自主回収・再資源化事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　使用済プラスチック使用製品の処分の用に供する施設の名称及び所在地

四　認定自主回収・再資源化事業計画に法第三十九条第二項第五号に規定する者が記載されている場合にあっては、当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名並びにその者が行う収集、運搬又は処分の別

（認定自主回収・再資源化事業計画に係る運搬車又は運搬船の表示等）

第二十条　認定自主回収・再資源化事業者（認定自主回収・再資源化事業計画に法第三十九条第二項第五号に規定する者が記載されている場合にあっては、当該者を含む。次項において同じ。）は、運搬車又は運搬船を用いて認定自主回収・再資源化事業計画に係る使用済プラスチック使用製品の収集又は運搬を行うときは、当該使用済プラスチック使用製品の収集又は運搬の用に供する運搬車又は運搬船である旨を当該運搬車又は運搬船の外から見やすいように表示するものとする。

2　認定自主回収・再資源化事業者は、運搬車又は運搬船を用いて認定自主回収・再資源化事業計画に係る使用済プラスチック使用製品の収集又は運搬を行うときは、当該運搬車又は運搬船に次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいい、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができる場合に限る。第三十二条第二項において同じ。）を備え付けるものとする。

一　前条に規定する認定証の写し

二　運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

（認定自主回収・再資源化事業計画の変更の認定の申請）

第二十一条　法第四十条第一項の変更の認定を受けようとする認定自主回収・再資源化事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第十五条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更後の処理の開始予定年月日